総務大臣

石 田 真 敏　様

双葉地方の復興・再生に向けた要望

平成30年12月20日

双 葉 地 方 町 村 会
会長 松 本 幸 英

双葉地方町村議会議長会
会長 鈴 木 光 一

東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発災から７年９か月が経過しましたが、原子力災害は今なお収束せず、多くの住民は住み慣れた故郷を離れ、仮設住宅や借り上げ住宅での不自由な生活を強いられるなど、未だ辛い避難生活を続けており、心身ともに大変疲弊しております。

このような中、復興に向けた取組が一つ一つ見えるような形で前進しており、明かりが見え始めつつありますが、双葉地方の復興はなお道半ばであります。

かつての自然豊かで暮らしやすい「ふるさと双葉地方」を取り戻し、各地で避難生活を送る住民、将来を担う子供達が夢や希望に満ち溢れ、双葉地方で生まれ、育ったという誇りを持てるよう、双葉地方の行政、議会は、国や福島県、さらには住民等と一致団結し、この難局を乗り切っていくという強い決意を持って、この要望書をとりまとめたところであります。

国におかれましても、過去に類を見ない極めて過酷な複合災害であるという特殊事情を再度認識していただき、諸課題に総力を挙げて取り組み、大震災前以上の繁栄となることを願い、双葉地方の復興が成し遂げられるまで国の責務として対応していただくよう、次のとおり要望いたします。

最重点要望事項

１　避難地域の復興の実現

双葉地方の復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と努力の傾注が必要であり、また、双葉地方においては、町村毎に復興の段階が異なることから、その復興の段階毎に抱える課題は様々であり、課題に応じて適時適切な対応が求められているところである。

国においては、これらの課題を解消し、「福島１２市町村の将来像」に描かれた双葉地方の姿が確実に実現されるよう、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例の継続並びに復興交付金、福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金及び福島生活環境整備・帰還再生加速事業の予算確保及び弾力的な運用など、**中長期にわたる財源の確保**等を行うこと。

また、平成３３年４月１日以降（復興・創生期間終了後）、引き続き新たに実施する事業についても財政措置を行うこと。

２　復興に向けた人員の確保

双葉地方の町村では多くの住民が避難生活を強いられていることを踏まえ、復旧・復興業務で多忙な町村職員の支援のために非常勤職員等として採用された人材を駐在させるなど、様々な形の支援がなされているところである。しかしながら、課題が長期的であることから今後とも継続した支援が必要であるので、**中長期的に職員派遣等を行う**こと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税により措置すること。

重点要望事項

Ⅰ　復興事業の推進及び財源の確保

1　福島再生加速化交付金を活用した復興拠点の整備推進　【復興庁】

(1) 避難市町村が復興計画等に掲げる復興拠点は、地域全体の復興実現の足掛かりとなる重要な拠点であり、その整備を始め、帰還に向けた環境整備を着実に進めていく必要がある。

このため、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）について、いたずらに現在の需要にとらわれることなく、需要が新たに生み出されるという将来性を十分に考慮して、事業採択を行い、復興計画に基づいた魅力的な復興拠点の整備が可能となるように措置すること。

特に、住民帰還等の進捗に伴って生じる新たな課題などに対応できるよう、対象事業の追加・拡充を図ること。

(2) 住民帰還の加速化に欠かせない社会福祉施設や商業施設等については、開設しても住民の帰還が一定程度進むまではその運営が厳しいことから、条件不利地域のバスや航路の運営経費を補助している「地域公共交通確保維持事業」と同様、ランニングコストについても交付金の対象とすること。

(3) 一部事業で対象となっている調査設計費は、生活拠点や社会福祉施設等の整備の際にも事前調査は必須となるため、全ての基幹事業で調査設計費も対象とすること。

(4) 基幹事業と一体となって効果を増大させるための効果促進事業（上限は基幹事業の３５％）については、被災自治体が復興計画に基づき自主的かつ主体的に取り組む事業が全て実施可能となるよう、真に柔軟な制度に改めること。

2　被災自治体の運営に対する支援　【復興庁、総務省】

現在、上水道事業・下水道事業・農業集落排水事業の事業継続ができず、使用料等の収入が見込まれない中、借入金の返済については、従前どおり必要となっている。

避難指示が継続していることから、避難指示期間における借入金返済については、国において措置すること。

また、現行の金利負担軽減措置は、平成２５年度限りで年利４％以上の旧公営企業金融公庫資金が対象となっているが、財務省、日本郵政、市中銀行等からの借り入れも対象となるよう制度の拡大を始め、起債の返還について猶予や免除、利子補給など、より踏み込んだ軽減措置を実施すること。

Ⅱ　避難地域の復興再生

3　有害鳥獣対策　【内閣府、復興庁、総務省、財務省、経済産業省、厚生労働省、環境省、農林水産省】

避難指示区域等を中心として、イノシシなどの有害鳥獣による被害が増大していることから、住民生活などに支障が及んでいる。また、捕獲した有害鳥獣の保管場所や処分方法等も問題となっている。

福島復興再生特別措置法において、避難指示区域内における鳥獣被害の防止が位置付けられていることから、国は有害鳥獣対策について継続的な財政支援を行うこと。

4　人材確保に向けた支援策に関わる財源確保等　【内閣府、復興庁、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、環境省、農林水産省】

避難指示区域等で事業を再開する事業者や県外から参入する新規事業者にとって、雇用する人材の不足は、企業進出、再開に向け、足かせとなりつつあることから、国は人材不足解消のために必要な財政支援等を継続的に実施すること。

5　帰還困難区域内廃棄物の迅速かつ確実な処理　【復興庁、環境省、資源エネルギー庁、農林水産省、厚生労働省】

放射性物質汚染対処特措法に基づく、対策地域内における国による廃棄物の直轄処理を迅速かつ確実に実施すること。

6　農地転用の特例措置　【復興庁、農林水産省】

避難住民の帰還を促進するためには、工場や再生可能エネルギー施設等の雇用の場、商業的な施設や住居等を早急に整備することが求められており、これらの適地は第１種農地等の優良農地が多い。

このため、避難指示解除等区域において、放射性物質の被害による特殊事情に応じた柔軟かつ機動的な新たな特別の対応が図られるよう、第１種農地等について、避難住民の帰還促進に資するこれら施設用地に関して、農地転用規制等に係る特例措置（農地転用に係る復興整備計画策定に関する手続きの簡素化・迅速化）が講じられたところであるが、生前一括贈与対象農地を転用した場合の納税等に関する手続きや、農業者の代替農地の再取得などに関し、個別の課題も生じていることから、引き続き、避難住民に寄り添い課題解決に向けて対応すること。

7　避難地域町村のまちづくりに係る土地取得等の支援　【復興庁、農林水産省、国土交通省】

(1) 帰還に向けた環境整備が急務となっている中、利用可能な公有地を十分に確保できない町村においては、新たな土地取得や土地造成等が必要となっている状況を踏まえ、避難地域町村が行う住民の生活基盤の再建に向けた産業づくりや、地域の雇用の創出、医療・福祉サービス施設等、円滑な復興のためのまちづくりを進めるに当たり、既存の制度では十分に対応できていない土地取得及び土地造成を一体的に行う附帯事業が可能となる財政措置を講じること。

(2) 土地造成により発生する土は、津波エリアの盛土や農地への客土として利用することも可能と考えられるため、産業、医療・福祉、教育施設等の生活基盤を整備する際に必要となる土地造成を支援すること。

(3) 国有林等の造成・環境管理等により放射線量を低減し、子育て世代が安心して生活できる環境整備を図れるようにすること。

8　企業誘致に関わる財源確保等　【内閣府、復興庁、総務省、財務省、経済産業省、厚生労働省、環境省、農林水産省】

イノベーション・コースト構想を核とした産業の復興・再生推進のため、未だ根強く残る風評被害を克服して復興を加速するため、双葉郡における強力な企業立地支援策を追加するとともに、平成３１年度以降においても、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等を継続すること。

9　商業施設再開と営業の継続に対する支援　【復興庁、経済産業省】

避難指示解除等区域においては、住民の帰還が進まないことと商業施設の再開が進まないことが悪循環を起こしている状況にある。

住民意向調査においても商店の再開支援が帰還後に求められる支援の上位に挙げられているとおり、住民の帰還に向けて、日常生活を送る上で不可欠な商業機能の回復を図ることが必要である。

避難指示区域の再編に伴う商業施設の再開や新規出店に対する補助を含めた財政的な支援、住民の帰還がある程度進むまでの間の営業継続に対する支援を行うとともに、柔軟で使い勝手の良い制度にすること。

また、福島相双復興官民合同チームが、事業者の事業再建に真に貢献するよう、実効性のあるものとすること。

１０　保健医療福祉等の確保　【復興庁、厚生労働省、文部科学省、環境省】

(1) 復興を成し遂げるためにも保健医療福祉等の環境整備は永続的に重要な課題であることから、地域医療再生臨時特例交付金による基金事業を平成３１年度以降も引き続き実施できるよう、基金の設置期限延長や弾力的な運用を認めるとともに、県基金への積み増しや、新たな支援策を講じること。

(2) 双葉准看護学院について、双葉郡内での再開が可能となった際には、移転再開に要する経費を財政支援すること。

１１　母子の健康支援策の充実　【復興庁、厚生労働省、文部科学省、環境省】

(1) 子供の医療費について、乳幼児期の医療費を無料化する制度を創設するとともに、県が実施している小学校から１８歳までの子どもの医療費助成に対して、継続的な実施が可能となるよう、国は必要な財政措置を行うこと。

(2) 放射線の健康への影響を心配し、育児不安を抱えている母子に対して、県では相談事業及び母乳の放射性物質濃度検査を実施しているが、継続した事業実施が可能となるよ

うな財政措置を講じること。

また、帰還が可能となった自治体において屋内の遊び場を整備する際には、財政措置を講ずるとともに、事業採択について柔軟な対応を行うこと。

１２　双葉郡の復興に向けた道路の復旧・整備　【内閣府、復興庁、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、環境省、農林水産省】

県道広野小高線、県道いわき浪江線等は、住民帰還の促進や県内に避難している双葉郡の住民の一時帰宅の利便性を高めるだけではなく、円滑かつ安全な道路交通の確保からも、また万が一の事態の広域避難道路としての活用や、復興には欠かせない産業再生を強靱に支えるなど、双葉郡の復興に資する事業に大きく寄与することから、整備等に当たっては、原則、全額国庫負担であることを徹底し、確実に継続していくなど、特段の措置を図っていくこと。

Ⅲ　原子力発電所事故への対応

１３　廃炉作業の安全管理　【経済産業省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力ホールディングス株式会社に対し、重層的な汚染水対策の実施、廃炉作業等におけるリスク管理の徹底、現場を管理できる人材の育成・確保、廃炉等に従事する作業員の健康管理の徹底と、就業・生活環境の改善を求めるとともに、国の責任においてしっかりと指導・監督すること。

１４　廃炉、除染等作業従事者の宿舎等の計画的な整備　【復興庁、環境省、資源エネルギー庁、農林水産省、厚生労働省】

双葉郡内の住民と廃炉や除染作業などの従事者が、ともに安全かつ安心して生活ができる環境を整えるため、地元町村の意向を踏まえつつ、宿舎等の乱立を防止するためのゾーニングを早急に行うなど、国、東京電力ホールディングス株式会社、廃炉、除染などの事業者において、計画的に従事者の宿舎等の整備を行うこと。

１５　再生可能エネルギー導入拡大への支援　【復興庁、経済産業省、資源エネルギー庁、農林水産省】

避難指示解除等区域においては、立入制限等により長期間にわたり事業実施が困難であるなど、他の被災地とは異なる状況下にあることから、「固定価格買取制度」継続と買取価格への特段の配慮や、「再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金」等の国の導入補助金の積み増しなどの特例措置を講じること。

また、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、送電網が弱いために導入が進んでいない双葉地方に対して、送電ルートの早期整備とその運用管理について、電力会社等と連携した多角的な支援を行うこと。

１６　除染・インフラ復旧・農林地再生等の一体的かつ効率的な推進　【復興庁、環境省、資源エネルギー庁、農林水産省】

住民が安心して住むことができる環境を回復するため、森林除染や除染特別地域内の道路除染などにおいて、除染・インフラ復旧・農林地再生等を一体的かつ効率的に推進すること。

さらには、水源である森林を早期に徹底的に除染するとともに、屋敷林等の立木については、適時適切にモニタリングを実施し、放射線量が高い場合は伐倒等による除染をすること。

１７　被災地復興のための森林・林業再生対策の予算確保　【復興庁、環境省、資源エネルギー庁、農林水産省、厚生労働省】

森林整備と放射性物質対策を継続して着実に実施するため、必要な予算を確保すること。

１８　河川・ダム･ため池の除染対象としての位置付け　【復興庁、環境省、資源エネルギー庁、農林水産省】

河川は勿論のこと、流域から流入する放射性物質を蓄積しているダム・ため池について、

下流への放射性物質の拡散や周辺環境への悪影響を防止するため、これらを除染対象として位置付けること。

１９　研究成果等の周知　【復興庁、環境省、資源エネルギー庁、農林水産省】

放射性物質汚染廃棄物の処理が進まず、保管スペースがひっ迫しており、減容化や放射性物質の分離技術の開発・普及が強く望まれているため、汚染廃棄物の処理技術等に係る研究開発を充実し、その成果等について迅速に周知すること。

２０　東日本大震災に係る災害廃棄物の実効性のある処理対策及び処理に関する財政措置の延長　【復興庁、環境省、資源エネルギー庁、農林水産省】

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理については、放射性物質による汚染への懸念等から、国のマスタープランに定める目標期限を既に経過している状況である。

このため、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国の責任の下、実効性のある処理対策を講じること。

また、処理に要する経費については、その処理が完了するまで、災害等廃棄物処理事業の補助率嵩上げなど、現在の財政措置を延長すること。

２１　生活再建、事業再建のための損害賠償の確実な実施　【内閣府、復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

生活や事業再建のための損害賠償の確実な実施、賠償格差の是正等、確実かつ実情に即した原子力損害賠償の実施に向けて、国は、責任をもって対応することを強く要望する。

(1) 被災者の生活や事業の再建につながる賠償がなされるよう、被災地の実情に応じた指針の適時・的確な見直しを行うこと。

また、個別具体的な事情への対応を含め、被害の実態に即した確実かつ迅速な賠償を実施するよう、東京電力ホールディングス株式会社を指導すること。

(2) 事業者の事業再建が早期に実現できるよう、相当因果関係のある損害が継続する間は、東京電力ホールディングス株式会社に賠償を確実に行わせること。

(3) 公共財物賠償についても、実態に見合った的確かつ迅速な賠償がなされるよう東京電力ホールディングス株式会社を指導すること。

２２　賠償格差の是正等　【内閣府、復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

避難指示区域間による賠償の格差により住民間に軋轢が生じていることから、国は賠償の格差を是正するよう東京電力ホールディングス株式会社を指導すること。

Ⅳ　風評払拭の対策の強化

２３　双葉郡の風評被害対策に対する支援　【復興庁、経済産業省、外務省、文部科学省、農林水産省、観光庁、消費者庁】

(1) 風評の１日も早い払拭のためには、双葉郡の「魅力」と「今」を国内外に大きく繰り返し発信することが不可欠であり、国において風評払拭のための取組みを積極的に行うこと。

また、双葉郡で生産する産品の風評払拭・販路拡大等の取組や観光復興対策に対する財政支援、海外との交流再開に向けた支援、国内外の会議、交流人口の拡大につながる各種イベント等の誘致・開催への支援を行うこと。

(2) 消費者の食への安心を確保するため、生産者・加工業者等の取組を消費者に分かりやすく説明し、風評被害の解消を図るとともに、郡内で連携して、消費者に対するリスクコミュニケーションを積極的に展開していくことができるよう、十分な財源確保を行うこと。

また、国においても、責任を持ってリスクコミュニケーションを全国的に展開し、消費者の理解を促進すること。

Ⅴ　住民の健康と安全・安心を守る取組

２４　避難者の生活拠点である応急・仮設住宅等の支援　【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、厚生労働省】

避難者は、帰還するまでの間、慣れ親しんだ土地から離れることを余儀なくされていることから、長期避難者の生活拠点となる応急仮設住宅（民間借上げ住宅）や復興公営住宅に係る財政措置を継続すること。

２５　消防体制の維持強化の支援　【復興庁、消防庁】

避難指示解除等区域等の消防・救急については、今もなお十分な体制が整っていない状況であるため、双葉郡の安全・安心を実現するため、国は消防体制の維持・強化について財政支援を行うこと。

２６　帰還した住民の安全確保　【復興庁】

帰還した住民が安全に生活できることは、帰還促進につながる。帰還した住宅付近でも未だイノシシなど有害鳥獣が出没しており、万一人身事故が発生すれば、住民の帰還意欲に大きな影響を及ぼすことになる。ついては、住民の更なる帰還に向けた対策を迅速に進めるため、「福島県原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業　実施要綱」のメニューに、「帰還した住民の安全確保事業」を追加すること。

Ⅵ　インフラの復旧等

２７　火葬施設整備の財政的支援　【復興庁、環境省、厚生労働省】

双葉地方広域市町村圏組合が設置・運営していた火葬施設については、住民帰還の加速に資するためにも２地区による併行整備を図るため、現有施設は災害復旧費として整備を図り、新施設を整備する際は新たな財源が必要となることから、特段の財政措置を講じること。

Ⅶ　事業再開への支援

２８　事業者の事業再開への支援　【復興庁、経済産業省】

(1) 避難指示区域外で事業継続のために、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の補助を受けた事業者が、別の修繕等を対象として再度申請する場合、別グループを再結成することが申請要件となっているため、手続き等の簡略化のためにも、運用変更を行うこと。

(2) 今後、事業再開に向けた資金需要が見込まれることから、特定地域中小企業特別資金を平成３１年度以降も継続するとともに、融資限度額の引上げなど制度を拡充すること。

Ⅷ　避難者等に対するきめ細やかな支援

２９　安全で安心な食生活の確保　【復興庁、消費者庁】

安全で安心な食生活の実現に資するため、住民の身近なところで自家消費野菜等の放射能測定体制が今後も維持・強化できるよう、簡易放射能測定器の維持管理や人件費を始めとする必要な運営費用を財政支援すること。

３０　帰還する住民の健康管理に関する支援　【復興庁、厚生労働省、環境省】

(1) 双葉郡の町村が実施するホールボディカウンターの整備・運営にかかる費用について十分な財政支援を継続し、双葉郡民の健康不安解消に向けた体制の強化を図ること。

(2) 原子力発電所事故発生時において、郡民の一部は放射線量の高い地域へ避難するなどの影響で、将来の健康に対する不安が高まっていることから、国は、がん検診を始めとする各種健康診断等の受診率向上を図るため、双葉郡の町村に対する財政支援を強化すること。

３１　双葉郡外への避難者に対する支援　【復興庁、内閣府、財務省、厚生労働省】

被災者の避難先は全国に及んでおり、避難生活が長期化していることから、すべての避難者が避難先において安心して暮らすことができるよう、避難者支援を行う受入自治体、民間団体等に対する継続的な財政措置を講じること。

３２　健康管理に関する支援　【復興庁、厚生労働省】

(1) 長期にわたる避難生活を余儀なくされている避難者等に対する健康支援活動等に従事する保健師等の人材確保への支援を強化すること。また、長期にわたる避難等による高いストレス状態にある避難者等の心のケアについて、人材確保も含め継続的に対応できるよう必要な予算を確保すること。

(2) 双葉地方広域市町村圏組合が復興公営住宅敷地内に開設した診療所については、双葉郡医師会が管理運営を行い、長期避難者の心身両面のケアを行うこととしているので、国は運営上の支援などの財政措置を講ずること。

なお、避難先でも避難者が確実に健康管理できるよう健診施設を上記診療所へ設置し、双葉郡の各町村が健診業務を委託する場合は、必要な支援を行うこと。

(3) 県外に避難している子供について、他県の医療機関において受診した場合にも子供医療費助成制度による現物給付が可能になるよう配慮すること。

３３　原子力災害による居住困難区域内資産に係る不動産取得税、固定資産税の代替資産特例　【復興庁、総務省】

原発事故から７年以上が経過した現在でも、避難指示区域内は「避難指示解除準備区域」を含め、自宅に居住できない状況にあるが、原子力災害による居住困難区域内資産に係る不動産取得税、固定資産税の代替資産特例が適用となる居住困難区域は、「帰還困難区域」、「居住制限区域」とされており、「避難指示解除準備区域」が含まれていない。

居住困難区域の考え方が「当面の居住に適さない区域」であることから、原子力災害現地対策本部長が定めた避難指示解除見込み時期が「居住制限区域」と同時期である区域は、当面の居住に適さない区域であるので、居住困難区域に指定し、同特例の適用区域とすること。

また、避難指示解除準備区域の減免については、避難先の各自治体の減免対応で検討するとされているが、適用・非適用については各自治体の判断では公平性が保てないことから、制度としての明確な対応とすること。

３４　避難者に対する生活再建等への支援　【復興庁、厚生労働省、総務省】

長期にわたって維持管理できない住宅は全壊とするよう、罹災証明制度を改正するとともに、被災者生活再建支援金制度の延長の継続、原子力災害による被災者を対象とした新たな生活再建の支援制度、さらには、長引く避難生活に対する税制特例等の支援措置を検討すること。

３５　相続税（贈与税）に関する軽減措置　【復興庁、財務省】

平成２５年度の税制改正により、平成２７年１月１日以後に開始する相続分から基礎控除が引き下げられ、相続税の課税対象が拡大されたが、帰還困難区域等における土地・建物等の所有者の高齢化が進んでおり、相続人となる子等の生活環境も一変していることから、被災者の生活再建を支援するためにも、賠償金等に関する相続税（贈与税）を軽減するなど、税制上の特例措置を検討すること。

福島県双葉地方町村長名簿

町村名	氏　　名	備　考
楢葉町長	松　本　幸　英	会　長
双葉町長	伊　澤　史　朗	副会長
広野町長	遠　藤　　智	
富岡町長	宮　本　皓　一	
川内村長	遠　藤　雄　幸	
大熊町長	渡　辺　利　綱	
浪江町長	吉　田　数　博	
葛尾村長	篠　木　　弘	

福島県双葉地方町村議会議長名簿

町　村　名	氏　　名	備　考
大熊町議会議長	鈴　木　光　一	会　長
川内村議会議長	渡　邉　一　夫	副会長
広野町議会議長	黒　田　政　徳	
楢葉町議会議長	青　木　　基	
富岡町議会議長	塚　野　芳　美	
双葉町議会議長	佐々木　清　一	
浪江町議会議長	紺　野　榮　重	
葛尾村議会議長	杉　本　宜　信	